

6訂版

駐車監視員資格者必携



平成29年3月12日施行の
改正道路交通法に対応
7年ぶりの改訂版発行

- ・ A5判・336頁・4色刷
- ・ 平成29年7月10日発行
- ・ 定価（1,200円+税）

★平成29年3月12日施行の改正道路交通法（運転免許の種類等に関する規定の整備〔準中型免許の新設〕に対応した6訂版）が完成

☆6訂版作成にあたっての主な修正箇所

- 巻頭の統計数値を修正
- 44頁の(1)交付要件の記述をより詳しく加筆修正
- 第3章第2節「車両の基礎知識」第3節「交通規制の基礎知識」に準中型免許の記述を追加
- 87頁のトンネルのイラストをトンネル・アンダーパス・カルバートの写真に変更
- 第5章表5-1「確認の対象となる車両」に準中型自動車の項目を追加
- 道路交通法・同施行令・同施行規則を最新の内容に修正
- 「確認事務の委託の手続き等に関する規則」を最新の内容に修正
- 「放置違反金の額・反則金の額一覧」に準中型自動車を追加
- （反則金）の表を最新の内容に更新
- 「交通違反点数一覧」を際威信の内容に更新
- 「道路標識・道路標示の種類」に「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」と「高速道路番号」の標識を追加
- 「規制標識」に「徐行」「先方優先道路・徐行」「一時停止」の標識を追加
- 「車両の種類略称」の表中に「準中型」「準中乗」「準中貨」の項目を追加

『駐車監視員資格者必携』の特色

- ★違法駐車取締りのハウ・ツーが一冊にまとめられ、すべての警察官、交通巡査員及び、駐車監視員必携の実践的解説書となっています。
- ★駐車対策等に取り組む交通警察の概要、駐車監視員制度を含む駐車対策法制（総論）から、放置車両の確認に必要な基礎知識、放置車両の確認等実施要領（各論）にいたるまで、違法駐車取締りの内容が正しく理解できるよう解説しています。
- ★イラスト、カラー写真、チャート等を豊富に掲載し、より理解しやすいよう配慮しています。
- ★駐車監視員が放置車両の確認等を実施する際の実施要領を違反種別ごとに解説。実務の現場で即対応できるような内容構成としています。



改訂版 携帯用 確認の手引き

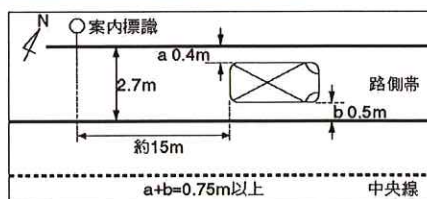
駐車監視員から警察官まで違法駐車を正しく確認するための必携の書！

- 放置駐車違反の種別ごとに様々な事例を掲げ違反態様入力事項と確認時の留意事項を掲載
- 違法駐車の確認時に必要となる標識や法定駐停車禁止場所等の見方についてまとめて掲載
- どの違反を認定するか間違いやすい事例を問題として登載
- 高齢運転者等専用駐車区間について詳しく解説

手帳サイズ(縦 135mm×横 90mm)ビニール上製 208 ページ

本体価格+税 1,500 円+税

法定 左側に0.75メートルを超える余地がとれるときに路側帯の右側端に沿わない



◎ 違反態様についての携帯端末入力事項

- 違反種別
 - ◎ 放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））
 - ◎ 路側帯設置場所で法定方法に従わない放置
- 補足事項
 - ◎ 左側に0.75mを超える余地がとれるときに路側帯の右側端に沿わない

◇ 確認時の留意事項

- ・ 0.75メートルを超える路側帯であることを実測し確認すること。
- ※ 路側帯設置場所での法定方法に従わない違反が

158

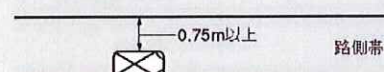
左側に0.75メートルを超える余地がとれるときに路側帯の右側端に沿わない

成立するのは路側帯（駐停車禁止路側帯及び歩行者用路側帯以外の路側帯で、その幅員が0.75メートルを超えるものに限る。）が違反車両の左側にある場合のみです。

- ・ 左側の余地及び路側帯の右側端に沿っていないことを明らかにする距離（図参照）を実測すること。
- ・ 道路標識や電柱などから違反車両までの距離を測定し、駐車位置を特定すること。

Point

- ◇ この場合には、



このように駐車すべきところ、路側帯に入って路側帯の右側端に沿わないため、路側帯設置場所で法定方法に従わない違反が成立します。

- ◇ 路側帯に入り右側端に沿っても、左側に0.75メートルの余地がとれることを確認してください。

第6章 路側帯設置場所で法定方法に従わない違反 • 159